

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 9 | 介護保険に関する事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八潮市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県 八潮市長

公表日

令和5年9月22日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

I 基本情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---------------------------------------|---|---|--------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 | | | | | | | | |
| ②事務の内容 | <p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、介護保険被保険者の資格管理(被保険者証の交付・変更・喪失等)、保険料関係(賦課、減免)、要介護認定及び保険給付に関する事務を行う。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者資格管理に関する事務 (住民異動情報、資格異動、被保険者証交付、住所地特例者把握、適用除外施設入所者把握等) 介護保険料の賦課に関する業務 (保険料賦課、特別徴収依頼、保険料更正、納入通知書・納付書発行、口座振替依頼、代理納付額通知、申請受付、減免・猶予管理等) 介護保険料の徴収に関する業務 (保険料収納、還付・充当確認、申請受付、充当、支払依頼、納付証明書発行等) 介護保険料滞納管理に関する業務 (滞納者保険料督促、滞納保険料催告、収納交渉、滞納処分等) 要介護等認定に関する業務 (申請受付、給付制限判定、訪問調査、意見書作成、一次判定、二次判定、給付制限決定、認定結果通知等) 受給者管理に関する業務 (認定更新勧奨、申請受付、申請要件審査、申請内容決定、減免証交付、受給資格喪失管理、異動連絡等) 介護保険給付管理に関する業務 (現物給付実績受付、高額計算、高額勧奨、申請受付、支給要件審査、支給決定通知、支払依頼、給付費通知等) 統計・報告に関する業務 (事業統計報告(月報・年報)、認定状況報告、介護保険事業従事者への必要な情報開示、生活保護・障害者福祉業務への認定情報及び給付情報の提供等) | | | | | | | | |
| ③対象人数 | <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">[1万人以上10万人未満]</td> <td style="border: none;">1) 1,000人未満</td> <td style="border: none;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="border: none;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table> | [1万人以上10万人未満] | 1) 1,000人未満 | 2) 1,000人以上1万人未満 | | 3) 1万人以上10万人未満 | 4) 10万人以上30万人未満 | | |
| [1万人以上10万人未満] | 1) 1,000人未満 | 2) 1,000人以上1万人未満 | | | | | | | |
| | 3) 1万人以上10万人未満 | 4) 10万人以上30万人未満 | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム | | | | | | | | | |
| システム1 | | | | | | | | | |
| ①システムの名称 | 介護保険システム | | | | | | | | |
| ②システムの機能 | 介護保険に関する事務を行うにあたり、被保険者資格管理、保険料賦課、保険料徴収、滞納管理、要介護認定、受給者管理、給付管理、統計報告に関する電算処理を行う。 | | | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input type="checkbox"/>] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table> | [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム | [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム | [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム | [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム | [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 | [<input type="checkbox"/>] 税務システム | [<input type="checkbox"/>] その他 (|) |
| [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム | [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム | | | | | | | | |
| [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム | [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | |
| [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 | [<input type="checkbox"/>] 税務システム | | | | | | | | |
| [<input type="checkbox"/>] その他 (|) | | | | | | | | |

| システム2～5 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|--|-------------------------------------|----------------|-------------------------------------|----------|--------------------------|------------------|-------------------------------------|--------------|--------------------------|---------|--------------------------|--------|-------------------------------------|-------------------------|--|--|
| システム2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①システムの名称 | 中間サーバー | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②システムの機能 | <p>①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td colspan="3">その他 ()</td> </tr> </table> | <input type="checkbox"/> | 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> | 庁内連携システム | <input type="checkbox"/> | 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> | 既存住民基本台帳システム | <input type="checkbox"/> | 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> | 税務システム | <input type="checkbox"/> | その他 () | | |
| <input type="checkbox"/> | 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> | 庁内連携システム | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> | 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> | 税務システム | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | その他 () | | | | | | | | | | | | | | | | |
| システム3 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①システムの名称 | 団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②システムの機能 | <p>①中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>②団体内宛名情報等管理機能 団体内統合利用番号連携サーバーにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。</p> <p>③団体内宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>④既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>税務システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td colspan="3">その他 (中間サーバー 介護保険システム)</td> </tr> </table> | <input type="checkbox"/> | 情報提供ネットワークシステム | <input checked="" type="checkbox"/> | 庁内連携システム | <input type="checkbox"/> | 住民基本台帳ネットワークシステム | <input checked="" type="checkbox"/> | 既存住民基本台帳システム | <input type="checkbox"/> | 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> | 税務システム | <input checked="" type="checkbox"/> | その他 (中間サーバー 介護保険システム) | | |
| <input type="checkbox"/> | 情報提供ネットワークシステム | <input checked="" type="checkbox"/> | 庁内連携システム | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 住民基本台帳ネットワークシステム | <input checked="" type="checkbox"/> | 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> | 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> | 税務システム | | | | | | | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | その他 (中間サーバー 介護保険システム) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| システム6～10 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| システム11～15 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| システム16～20 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------------------|---|
| 介護保険ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)番号法第9条第1項 別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法 第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」※が含まれる項 (別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108及び117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 (別表第2の95の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」及び「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項 (別表第2の93及び94の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条及び第59条の2の3 (命令における情報照会の根拠) 第46条及び第47条 |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部 長寿介護課 |
| ②所属長の役職名 | 長寿介護課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| 介護保険ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 介護保険被保険者 |
| その必要性 | 介護保険制度を公正・公平に運営するために、被保険者の情報を正確に把握する必要があるため。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | <p>【識別情報】 ①個人番号、その他識別情報は対象者を正確に特定するため</p> <p>【連絡先等情報】 ①4情報、その他住民票関係情報は対象者への介護保険関連書類の送付、連絡及び訪問のため</p> <p>【業務関係情報】 ①地方税関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報は、正確に介護保険料、サービス内容の決定判断をするため</p> |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月 |
| ⑥事務担当部署 | 健康福祉部長寿介護課 |

3. 特定個人情報の入手・使用

| | | | | | | | |
|---------|--|---|------------|--|------|----------------|---|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、納税課、国保年金課、障がい福祉課、社会福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (埼玉県国民健康保険団体連合会、後期高齢者広域連合) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (県、他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (医療機関、介護保険施設) | | | | | | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | |
| ③使用目的 ※ | 介護保険制度を公正・公平に運営するために、被保険者の情報を正確に把握する必要があるため。 | | | | | | |
| ④使用の主体 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 757 466 833">使用部署</td> <td colspan="2" data-bbox="466 757 1530 833">健康福祉部長寿介護課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 833 466 922">使用者数</td> <td data-bbox="466 833 877 922">[10人以上50人未満]</td> <td data-bbox="877 833 1530 922"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </td> </tr> </table> | 使用部署 | 健康福祉部長寿介護課 | | 使用者数 | [10人以上50人未満] | <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| 使用部署 | 健康福祉部長寿介護課 | | | | | | |
| 使用者数 | [10人以上50人未満] | <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | | | | | |
| ⑤使用方法 | <p>入手した情報は、以下の使用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者資格管理 ②保険料賦課 ③保険料徴収 ④滞納管理 ⑤要介護等認定 ⑥受給者管理 ⑦給付管理 ⑧統計報告 | | | | | | |
| 情報の突合 | <ul style="list-style-type: none"> ①申告書及び資料の真正性を確認し取り込む時に、対象者の宛名情報を、番号管理システムの個人番号と突合する。 ②住民登録外の者の申告書及び資料の真正性を確認し取り込む時に、対象者の宛名情報が、番号管理システムの個人番号と突合出来ない場合は住基ネットを利用し情報を突合する。 ③申請書等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。 | | | | | | |
| ⑥使用開始日 | 平成28年1月1日 | | | | | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|--|--|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件 | |
| 委託事項1 | システムの運用・保守業務 | |
| ①委託内容 | システムの運用・保守 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | 株式会社アイネス | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項6～10 | | |
| 委託事項11～15 | | |
| 委託事項16～20 | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (21) 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (4) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない |
| 提供先1 | 番号法第19条8号、別表第2の第1欄に掲げる者(別紙1を参照) |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条8号、別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照) |
| ②提供先における用途 | 別紙1を参照 |
| ③提供する情報 | 介護保険関連情報(別紙1を参照) |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 |
| ⑥提供方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度 |
| 提供先2～5 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |

| | | |
|------------------------|--|---|
| 移転先1 | 別表第1の左欄に掲げる者(別紙2を参照) | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表第1(別紙2を参照) | |
| ②移転先における用途 | 別表第1の右欄に掲げる事務(別紙2を参照) | |
| ③移転する情報 | 介護保険関係情報(別紙2を参照) | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 | |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (| <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙) |
| ⑦時期・頻度 | 移転先担当者課の必要に応じて随時提供 | |
| 移転先2～5 | | |
| 移転先6～10 | | |
| 移転先11～15 | | |
| 移転先16～20 | | |
| 6. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 保管場所 ※ | <介護保険システムファイルにおける措置>特定個人情報は出入口はオートロックで生体認証システムで解錠を行っている場所に設置されているサーバー内に保管されている。 | |
| 7. 備考 | | |
| | | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

介護保険ファイル

自治体コード、被保険者番号、住民コード、世帯コード、世帯主区分、旧被保険者番号、台帳作成年月日、資格取得年月日、資格取得理由、資格取得届出日、賦課開始年月、資格者証発行年月日、被保険者証発行年月日、資格喪失年月日、資格喪失理由、資格喪失届出日、被保険者証回収年月日、受給資格証明書発行年月日、旧措置者表示区分、住所地特例適用者区分、電話番号、FAX番号、送付先郵便番号、送付先住所、送付先氏名、特記内容、生活保護受給開始年月日、生活保護受給終了年月日、市内・市外区分、宛名コード、年度、履歴番号、課税区分、税世帯コード、給与収入、年金収入、その他雑収入、収入合計、合計所得、通知書番号、調定年度、賦課年度、振替件数、振替保険料、振替不能件数、振替不能保険料、引落年月日、引落結果、賦課対象期、引落保険料、一括振替対象、受付番号、徴収区分、分納回数、納付予定日、分割保険料、分割延滞金、分割督促手数料、分割金額計、納付年月日、納付保険料、納付延滞金、納付督促手数料、納付額計、履行状況、分納誓約年月日、分納開始年月、納付期限、未納額計、一回当たりの納付額、延滞金計算区分、延滞金起算日、発送日、納付書作成区分、分納理由、納付方法、停止理由、完了日、見直し日、収納年月日、期別納期限、給付額減額期間、給付額減額開始年月日、給付額減額終了年月日、給付額減額決定年月日、給付額減額通知発行日、措置終了年月日、措置終了理由、訂正区分、欠損額、保険料徴収消滅期間、保険料納付済期間、納付延滞金、納付督促手数料、会計年度、未納額、要介護申請番号、保険者コード、認定申請日、申請種別コード、取下区分コード、被保険者区分コード、申請代行政区分コード、生年月日、年齢、性別、被保険者カナ氏名、被保険者漢字氏名、郵便番号、住所、電話番号、病院施設等の名称、病院施設等の所在地、前回の認定審査結果、前回の介護保険審査会結果、前回の認定有効期間開始、前回の認定有効期間終了、主治医医療機関番号、主治医番号、意見書依頼日、意見書入手日、調査依頼日、調査実施日、認定調査員番号、一次判定日、一次判定結果、日常生活自立度、認定審査会資料作成日、認定審査会予定日、合議体番号、二次判定日、二次判定結果、認定有効期間開始、認定有効期間終了、変更理由コード、特定疾病コード、認定審査会意見等、現在の状況、一次判定システム送達日、一次判定システム受信日、センター伝送日、前回の一次判定結果、受給者異動年月日、異動区分、異動事由、居宅サービス計画作成区分コード、居宅介護支援事業者番号、居宅サービス計画適用開始年月日、居宅サービス計画適用終了年月日、訪問通所支給限度基準額、訪問通所上限管理適用開始年月日、訪問通所上限管理適用終了年月日、短期入所支給限度基準額、短期入所上限管理適用開始年月日、短期入所上限管理適用終了年月日、公費負担上限額減額の有無、負担限度額適用開始年月日、負担限度額適用終了年月日、現物償還区分、処理対象年月、サービス提供年月、事業所番号、公費負担者番号、公費受給者番号、後期高齢者医療広域連合保険者番号、後期高齢者医療広域連合被保険者番号、国民健康保健保険者番号、国民健康保健被保険者証番号、中止年月日、中止理由、入所年月日、退所年月日、入所実日数、外泊日数、退所後の状態コード、保険給付率、公費給付率、保険サービス点数、保険請求額、保険利用者負担額、保険施設療養費保険請求額、保険特定診療費保険請求額、保険食事提供費請求額、公費サービス点数、公費請求額、公費本人負担額、公費施設療養費請求額、公費特定診療費請求額、公費食事提供費請求額、審査年月、取込年月、過誤理由、過誤送付年月日、管理用整理番号、サービス種類、サービス項目、点数、日数、回数、再審査回数、過誤回数、最大明細管理番号、高額介護サービス費申請番号、利用者負担額、世帯自己負担上限額、個人自己負担上限額、所得区分、過誤等保留区分、世帯所得区分、世帯負担額合計、利用者負担段階、個人課税非課税、世帯課税非課税、激変緩和対象有無、決定高額介護サービス費、支給金額、不支給理由、通知書発行年月日、銀行用データ作成年月日、支払予定日、自動払い処理年月、取込連番、処理対象年月、データ取込日、自己負担額集計日、補正済データ出力日、高額合算申請番号、履歴番号、計算対象期間開始、計算対象期間終了、世帯負担総額、介護等世帯合算額、介護等合算算定基準額、世帯支給総額、対象者総支給額、按分後支給額、保険制度、自己負担額証明書整理番号、按分率、医療保険者区分、自己負担額出力区分、医療保険者名称、医療保険者申請整理番号、証明書発行年月日、生保受給区分、世帯所得区分

※記載してある特定個人情報ファイルは、全ての項目ではありません。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク：目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】</p> <p>①住基情報の入手については、介護保険システムに登録した情報を団体内統合宛名システム、庁内連携機能(住基システム)経由で取得するため、対象候補となりうる八潮市民以外の情報を入手する事はない。</p> <p>②他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに、基本4情報(住所、氏名、性別、生年月日)に基づいて、対象者と合致するかを確認し、対象者以外の情報が存在した場合には、本来の提出先団体へ回送処理を行っている。</p> <p>③住民から申告書等を入手する場合、本人確認や個人番号の真正性確認を実施し、対象者以外については本来の団体への申請を住民に伝えている。</p> <p>④代理人が申請をする場合、記入する内容が申請者本人の情報である事を事前に注意喚起するとともに、代理人の身分証明書の提示・確認を行う。</p> <p>⑤庁内連携システムからの各種照会情報の入手については、操作ログを取得し、追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。</p> <p>⑥上記事項を遵守するために、定期的に職員研修を実施している。</p> <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】</p> <p>①住民からの申告書等の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、必要な情報以外は記載しないようにしている。</p> <p>②介護保険システムの入力については、必要項目のみ入力するよう制限しており、不要な情報の取得防止を図る。</p> <p>③介護保険システム端末への入力については、入力者と確認者の2人でチェックを行い、誤入力を防止する。</p> <p>④庁内連携システムからの関連情報の入手及び、他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインターフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。</p> <p>⑤埼玉県国民健康保険団体連合会との情報連携は、専用端末から専用線で通信を行うことで、傍受や情報漏えいを防止している。</p> <p>⑥上記事項を遵守するために、定期的に職員研修を実施している。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|--|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ①介護保険システムデータベースについて、各業務を行うにあたり、業務に関係のない情報は保有しない。 ②介護保険システムデータベースにおける各業務を行うにあたり、職員の担当業務ごとにアクセス権限が割り当てられており、権限に応じて目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われないよう、アクセス制御を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | 八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.1項に基づき、システムを利用できる職員を特定し、ICTカード、ID・パスワードによる操作者認証を行っているため、不必要な情報へはアクセスできない。 |
| その他の措置の内容 | 【権限のない者のアクセスを防止するための措置】 ①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.1項、5.3項に基づき、退職時、人事異動時、紛失時はアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ②不正アクセスを監視するために、操作履歴(アクセスログ、捜査ログ)の記録を取得し、保管する。 ③八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書5.2項に基づき、パスワードは、決められた文字組み合わせ、文字数以上に設定し、定期的に変更する。 【権限のない者による特定個人情報の漏えいを防止するための措置】 ①電子情報セキュリティガイドブック及び八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.4項に基づき、離席時には、電源を切るか、一定時間の無操作でスクリーンセーバーが起動し、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。作業再開時は、パスワード入力にて起動するよう設定し、システム画面の覗き見防止に努める。 ②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.4項に基づき、市民など外部の者から画面を覗かれないう、ディスプレイの設置の向きや設置場所を考慮する。 ③八潮市住民基本台帳ネットワークシステムに関する情報セキュリティ規程第16条に基づき、特定個人情報が表示されたシステム画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめ、PC内に保存しない。印刷した紙は、用が済み次第シュレッダー処理を行う。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|---|--|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | <p>八潮市住民基本台帳ネットワークシステムに関する情報セキュリティ規程第25条及び八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書4.0項に基づき、情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で、必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結する。</p> <p>①提供した情報資産の保管、返還及び廃棄に関する事項 ②提供した情報資産の目的外使用、複製、複写及び第三者への提供の禁止に関する事項 ③業務上知り得た情報の秘密保持に関する事項 ④事故等の報告に関する事項 ⑤委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定 ⑥提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ⑦再委託に関する制限事項の遵守 ⑧委託作業の報告、立ち入り検査</p> | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | 再委託を行う場合には、上記と同様のセキュリティ要件の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。 | |
| その他の措置の内容 | <p>【委託先のリスクに対する措置】</p> <p>①八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書4.0項に基づき、特定個人情報の取り扱いについて調査し(実績・信頼性)、委託先を選定している。委託業者が必要なセキュリティ対策を実施している事を定期的に確認する。</p> <p>②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.1項に基づき、情報セキュリティを確保するため、名札を着用させる。</p> <p>【介護保険システムにおける保守について】</p> <p>①サーバー室等重要エリアについては、監視カメラを設置し、入室の際、職員が同行し、入退室の記録を付けている。作業内容については報告を義務付けている。</p> | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [] 提供・移転しない |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <p>①移転・提供については、番号法及び条例上認められる範囲内に限定するよう、周知徹底する。</p> <p>②文書照会等を受けた場合は、提供の際に、職員2名以上でチェックを行い、記録簿を残している。</p> <p>③共通基盤を介した庁内連携については、定められた仕様での移転に限定しており、必要に応じ連携処理に係るログを確認している。</p> <p>④八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.3項に基づき、USBメモリはセキュリティロック機能を設定し、使用時にチェック簿で使用状況を記入する。</p> | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>—</p> <p>【中間サーバー、統合DBの運用における措置】</p> <p>①情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ(ログイン認証、操作内容、特定個人情報アクセスログ、アクセス時間、処理時刻等)、DBログを、適宜、確認している。</p> <p>②また、中間サーバー側において、上記ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</p> |
|--------------|--|

| | | |
|-------------|-----------|---|
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-------------|-----------|---|

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

| | |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p>【統合宛名システムにおける措置】</p> <p>①各業務システムから中間サーバーあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバーでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。</p> <p>②接続システムの認証、及び、統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を抑制している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアの措置】</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> |
|--------------|---|

| | | |
|-------------|-----------|---|
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-------------|-----------|---|

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|--|---|---|
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | — | |
| 再発防止策の内容 | — | |
| その他の措置の内容 | <p>【物理的対策】</p> <p>①特定個人情報を保管するサーバー設置場所については、出入口はオートロックで、管理者を限定し生体認証システムにより解錠する。また、室内に監視カメラを設置し、入退室記録をつける。</p> <p>②八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.1項に基づき、特定個人情報を取り扱う職員は、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管する。</p> <p>③八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.4項に基づき、特定個人情報を保管したPCは、セキュリティワイヤーにより盗難防止措置を講じている。</p> <p>④特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守する。</p> <p>⑤特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に関して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等、必要な物理的対策を講じる。</p> <p>⑥特定個人情報を保管するサーバーは定期保守を実施する事で情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、機密保持契約や情報を消去した状態にする等の対策を実施する。</p> <p>⑦八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書6.2項に基づき、緊急事態が起こった場合の体制を整備しており、事故発生時に速やかな対応を講じる。</p> <p>⑧八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書3.7項に基づき、障害によるデータの滅失、棄損時に備え、定期的にバックアップを行う。</p> <p>⑨八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.3項に基づき、USBメモリは金庫に施錠保管している。</p> <p>【技術的対策】</p> <p>①インターネットへの接続については、庁内連携システムとは論理的に切り離された専用端末を使用し、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。</p> <p>②OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用する。</p> <p>③ウイルスメール/スパムメール対策システムを導入する。</p> <p>④定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査する。</p> <p>⑤ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御する。</p> <p>⑥外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止する。</p> <p>⑦侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じる。</p> <p>⑧必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じる。</p> <p>⑨使用されていないポートを閉鎖する。</p> <p>⑩外部からの庁内のサーバー等に対する攻撃を監視する。</p> | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 | [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p>八潮市電子情報セキュリティ共通実施手順書2.5～2.7項に基づき、以下を実施している。</p> <p>①職員に対し、年に1回、企画経営課情報化推進担当による情報セキュリティに関するテストを行う。</p> <p>②日ごろから、所属長が、職員に対しセキュリティ対策、取り扱いの注意事項等について指導、周知する。</p> <p>③定期的にミーティングを行い、セキュリティについても触れている。</p> <p>④職員に対し、特定個人情報保護セミナーによる教育を実施する。</p> <p>⑤非常勤、臨時職員を含む職員に対し、機密保持に関する契約を結んでおり、違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては罰則を科す。</p> | |
| 10. その他のリスク対策 | | |
| | | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111 |
| ②請求方法 | 八潮市個人情報保護条例の規定に基づき、指定様式による書面の提示により開示、訂正・利用停止請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | — |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 八潮市健康福祉部長寿介護課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111 |
| ②対応方法 | 問合せ等について、窓口や電話で受付を行い、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和5年7月19日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | — |
| ②実施日・期間 | — |
| ③主な意見の内容 | — |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | — |
| ②方法 | — |
| ③結果 | — |

(別添2) 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|--|------|-----------|
| | 公表日 | 平成27年4月13日 | | | |
| 平成28年2月18日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報⑤保有開始日 | 平成28年1月予定 | 平成28年1月 | 事後 | |
| 平成28年2月18日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託②委託先に | 10人以上50人未満 | 10人未満 | 事後 | |
| 平成28年2月18日 | V 評価実施手続1. 基礎項目評価①実施日 | 平成27年2月10日 | 平成28年2月18日 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | I 1②事務の内容 | 介護保険法(平成9年法律第百二十三号) | 介護保険法(平成9年法律第123号) | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | I 1②事務の内容 | 障がい者福祉業務 | 障害者福祉業務 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | I 2システム1③他のシステムとの接続 | [○]その他(伝送通信システム(都道府県・市町村版)) | []その他() | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | I 2システム3③他のシステムとの接続 | [○]その他(中間サーバー) | [○]その他(中間サーバー 介護保険システム) | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | I 2システム16~204法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項 別表第1の68の項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)番号法第9条第1項 別表第1の68の項 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | I 2システム16~204法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内番号法 第19条第7号 別表第2 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | I 2システム16~205②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 第9号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険による保険給付の支給」が含まれる項(93、94の項) ※「介護保険給付等関係情報」: 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの | (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」※が含まれる項(別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108及び117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(別表第2の95の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」及び「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(別表第2の94及び95の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条及び第55条 (命令における情報照会の根拠) 第46条及び第47条 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | I 2システム16~206②所属長 | 津村 哲郎 | 神原 淳一 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | Ⅱ 5提供先1⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 同上 | 同じ | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | Ⅱ 5移転先1⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 同上 | 同じ | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | Ⅱ 6保管場所 | データセンターに設置されたサーバー内に保管する。 | <介護保険システムファイルにおける措置> 特定個人情報は出入口はオートロックで生体認証システムで解錠を行っている場所に設置されているサーバー内に保管されている。 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | Ⅲ 2リスクに対する措置の内容 | 身分証明書の掲示 | 身分証明書の提示 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | Ⅲ 2リスクに対する措置の内容 | 盗聴 | 傍受 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | Ⅲ 6リスクに対する措置の内容 | 総合宛名管理システム | 総合宛名システム | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | Ⅲ 9従業員に対する教育・啓発 | 情報化推進課 | 企画経営課情報化推進担当 | 事後 | |

| | | | | | |
|------------|---|--|---|----|-----------------------------|
| 平成29年7月31日 | Ⅲ9従業員に対する教育・啓発 | 周知させる | 周知する | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | IV1①連絡先 | まちづくり企画部 | 総務部 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | IV2①連絡先 | まちづくり企画部 | 企画財政部 | 事後 | |
| 平成29年7月31日 | V1①実施日 | 平成28年2月18日 | 平成29年7月31日 | 事後 | |
| 平成30年5月14日 | I6②部署 | ふれあい福祉部 長寿介護課 | 健康福祉部 長寿介護課 | 事後 | |
| | II2⑥事務担当部署 | ふれあい福祉部長寿介護課 | 健康福祉部長寿介護課 | 事後 | |
| | II3④使用の主体 使用部署 | ふれあい福祉部長寿介護課 | 健康福祉部長寿介護課 | 事後 | |
| | V1①実施日 | 平成29年5月25日 | 平成30年5月11日 | 事後 | |
| 令和1年5月17日 | I2システム16～205②法令上の根拠 | 番号法 第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」※が含まれる項 (別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108及び117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 (別表第2の95の項) | 番号法 第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」※が含まれる項 (別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94及び108の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 (別表第2の95の項) | 事後 | |
| 令和3年7月5日 | I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法 第19条第7号 別表第2 | 番号法 第19条第8号 別表第2 | 事前 | 当該の法令の変更は、令和3年9月1日以降のものとなる。 |
| 令和3年7月5日 | I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」※が含まれる項 (別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94及び108の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 (別表第2の95の項) (別表第2における情報照会の根拠) (略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条及び第55条 (命令における情報照会の根拠) (略) | (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」※が含まれる項 (別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108及び117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 (別表第2の95の項) (別表第2における情報照会の根拠) (略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条及び59条の2の3 (命令における情報照会の根拠) (略) | 事後 | |
| 令和3年7月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 | 番号法第19条7号、別表第2の第1欄に掲げる者(別紙1を参照) | 番号法第19条8号、別表第2の第1欄に掲げる者(別紙1を参照) | 事前 | 当該の法令の変更は、令和3年9月1日以降のものとなる。 |
| 令和3年7月5日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 | 番号法第19条7号、別表第2の第2欄に掲げる者(別紙1を参照) | 番号法第19条8号、別表第2の第2欄に掲げる者(別紙1を参照) | 事前 | 当該の法令の変更は、令和3年9月1日以降のものとなる。 |

| | | | | | |
|-----------|---|--|--|----|--|
| 令和4年6月24日 | I基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 長寿介護課長 神原 淳一 | 長寿介護課長 | 事後 | |
| 令和4年6月24日 | IV V開示請求、問合せ・評価実施手続 V評価実施手続 ①実施日 | 令和 3 年 6 月 28 日 | 令和 4 年 6 月 24 日 | 事後 | |
| 令和5年7月20日 | IV V開示請求、問合せ・評価実施手続 V評価実施手続 ①実施日 | 令和 4 年 6 月 24 日 | 令和 5 年 7 月 19 日 | 事後 | |
| 令和5年7月20日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無 | 提供を行っている 19件 | 提供を行っている 21件 | 事後 | |
| 令和5年7月20日 | IV 開示請求、問合せ 1特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 八潮市総務部総務人事課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111 | 八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111 | 事後 | |
| 令和5年7月20日 | I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」※が含まれる項 (別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108及び117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 (別表第2の95の項) (別表第2における情報照会の根拠) (略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条及び第59条の2の3 (命令における情報照会の根拠) (略) | (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」※が含まれる項 (別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108及び117の項) 第3欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項 (別表第2の95の項) (別表第2における情報照会の根拠) (略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条及び第59条の2の3 (命令における情報照会の根拠) (略) | 事後 | |
| 令和5年7月20日 | IV 開示請求、問合せ 2特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 八潮市企画財政部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111 | 八潮市健康福祉部長寿介護課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111 | 事後 | |